

群馬大学医学部附属病院栄養管理部規程

平成22. 4. 1 制定

改正 平成23. 9.13 平成26. 4. 1

平成30. 4. 1 令和 3. 7. 6

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院栄養管理部（以下「栄養管理部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 栄養管理部は、患者の状態を考慮した適正な栄養管理・栄養指導及び安全で患者のニーズに合わせた患者給食サービスの提供並びに患者のQOL及び治療効果を向上させることを目的とする。

(業 務)

第3条 栄養管理部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 患者給食の管理、監督及び指導に関すること。
- (2) 患者給食の栄養価管理及び献立に関すること。
- (3) 患者の栄養相談及び栄養指導並びに治療食の研究・開発に関すること。
- (4) 患者給食及び給食施設等の衛生管理及び衛生指導に関すること。
- (5) 基準給食に関すること。
- (6) 食数管理に関すること。
- (7) 患者給食の検食に関すること。
- (8) 病院研修生及び受託実習生等の栄養管理教育に関すること。
- (9) 患者給食に係る調査統計及び報告に関すること。
- (10) その他患者の栄養管理に関すること。

(職 員)

第4条 栄養管理部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 栄養管理部長（以下「部長」という。内科系又は外科系の教員）
- (2) 栄養管理部副部長（内科系及び外科系の教員各1名）
- (3) 栄養管理部副部長（技術職員）
- (4) 管理栄養士
- (5) その他部長が必要と認めた職員 若干人

2 前項第5号の職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 栄養管理部に、栄養管理部の管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院栄養管理部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、栄養管理部の運営に関し必要な事項は、別に定め

る。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月13日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される第4条第1項第2号の職員の任期は、同条第8項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月6日から施行する。